

★12・4 障害者権利条約の批准が国会で承認される★

権利条約の批准はスタート!



障全協 第47回全国集会

参加と平等

県推協新聞

第402号

2013年12月 28日

毎月 1回 28日発行

郵便振替口座/00580  
-9-2534・障県協

購読料1部 250円

購読料(1年)3,000円

(会員の購読料は会費に含む)

日本障害者協議会、  
権利条約の批准は、「他の者  
との平等」「分け隔てのない  
社会」という理念により、憲  
法に次ぐ効力を持って、新し  
いステージを切り拓いていく

この承認を受けて、障害者  
自立支援法違憲訴訟団・日本  
障害者協議会・きょうされ  
ん・障全協・全障研が、それ  
ぞれ声明を発表しました。  
障害者自立支援法違憲訴訟  
団」は、  
・条約の批准を通  
じて、当座の課題である基本  
合意や骨格提言の実質化がは  
からなければならない、批准は「形  
だけのもの」と言わねばなら  
ない。

二〇一三年十二月四日、参  
議院本会議は、衆議院(十一  
月十九日)に続いて障害者権  
利条約(権利条約)の締結  
(批准)を全会派一致で承認  
した。国連に加盟する国と地  
域の中で百三十九番目とな  
る。

全障研は、  
権利条約批  
准はゴールではなくスタートで  
す。私たちがこの間の障害者運  
動でかちとった「基本合意」

障全協は、  
障害者の権利  
保障の課題は山積もりである。  
条約批准を機に、「障害者制度  
改革第二ラウンド」の議論を再  
び障害当事者参加ですすめるよ  
う政府にもとめ、条約との整合  
性をもたせるための法改正はも  
ちろん、現実生活にある権利侵  
害の問題解決を締結国の責任と  
して追及していかねばなら  
ない。

ものと確信する。  
きょうされんは、  
今回の  
締結は、一層の制度改革を推  
進し国内の障害施策を障害者権  
利条約の水準まで引き上げる新  
たなとりくみの始まりと言え  
る。  
こうした事態が改善  
されなければ障害者権利条約の  
締結は形だけのものとなり、こ  
の条約に恥をかかせることに  
なってしまう点を明記すべきで  
あろう。

発行 長野県障害者運動推進協議会

発行所 〒三八一〇〇三四  
長野市高田中村二七六一八  
長野県労働会館一階

電話 〇二六(二六四)五二五六  
FAX 〇二六(二六四)五二五六

発行人 松丸道男

紙面の案内

- ◆P1~P2 障害者権利条約の批准が国会で承認される!
- ◆P2~P6 障全協第47回 全国集会・中央行動 参加報告
- ◆P6 日本障害フォーラムの学習会 参加報告
- ◆P7 医療的ケアの必要な子ども達の教育と生活を考える会 秋の学習会報告
- ◆P8; 投稿記事 「今年も水泳教室ができました。」
- ◆P9~P11 防災に関する提言(前号のつづき)
- ◆P12; お知らせコーナー (このお知らせコーナーへの情報をお願い致します。)

今月号は、ページ  
が増えています。

「骨格提言」、そしてこの「権利条約」を大きな力として、社会保障切り捨ての厳しい情勢の中で、多くの人びととしっかりと手を結んで、障害者の権利を守り、発達を保障していきましょう。

この批准により、今後、日本政府は二年以内に国連の障害者権利委員会に対して国内で講じた措置について報告し、その後も四年ごとに報告をする義務が生まれるので今後の運動の糧にしていく

しかし、現状は自公の安倍政権の中で、税と社会保障の一体改革の中で、社会保障の切り捨てがすすんでおり、併せて、消費税の導入など、障害者・家族の生活を一層厳しくする今後のプログラムメニューが決められている。

また、思い出すのは、「平和でなければ、障害者は生きられない！」と故坂本代表がよく言われていたが、現在の日本の状況は、自公の与党の安倍政権の中で、特定秘密保護法案の制定など戦争のできる国に向かって、突き進んでおり、「今の与党政府内でブレーキを掛ける人材がいない。」と元自民党の幹部が嘆いていました。

このような、日本の現状の中で、ようやく障害者権利条約は、国会で批准が承認され、締結することになりました。私たちは、「あきらめません！障害者権利条約

約の批准をステップとして、権利条約の求める、障害の有無にかかわらず誰もが安心して共に生きられる社会の実現をめざしましょう！」それは、私たちが、足元から、一人ひとりの障害児者・介護家族の願いや思いから、私たちの暮らす地域での生活・医療・福祉・介護そして文化スポーツ等を再度見つめ、実態を把握し・学習・行動して、地域の人々との協同・連携を広げて、障害者権利条約のめざすものが実現できるのではないのでしょうか。

文責：松丸道男

**障全協 第47回  
全国集会・中央行動  
参加報告**

---

**12月1日・2日開催  
長野県より6名参加！**

### 一、はじめに

障害者の生活と権利を守る第四十七回全国集会・中央行動が二〇一三年十二月一日(日)全国集会二日(月)中央行動が、国立オリンピック記念青少年総合センター・国際会議室にて開催されました。

当日は、全国から三〇〇名余が参加し、長野県からは、松丸・竹田・長崎(一日のみ)そして、ポプラの会より三名、計六名参加しました。

今回の全国集会スローガンは、

『憲法を守り、社会保障の破壊を許さず！「権利としての福祉」の実現をめざす学習と行動を！』と掲げ、最初に主催者である「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会(略称：障全協)中内会長は、『障全協は、「生きる権利」「学ぶ権利」「働く権利」そして「政治参加の権利」と四つの指針の旗をかかげてきました。私たちの運動は、すぐに成果が見えるものではありませんが、歴史的経過の中で必ず前進します。みなさん心を一つにして、明日への希望を拓きましょう。』と参加者に呼びかけました。

二、全国集会の全体のプログラム紹介と感想等

### ●開会行事

### ○会長あいさつ

### ○来賓あいさつ

### ○基調報告

●記念講演：『安倍政権の憲法改悪、社会保障「改革」と運動の課題』講師：渡辺 治氏(一ツ橋大学名誉教授)

○感想：渡辺氏の講演では、最初は若干眠かったのですが、後半は気持ちがあがってききました。それは、安倍晋三という人物像と彼の狙いが渡辺氏より明らかにされたからです。

安倍氏は岸信介の孫であり、岸信介のリベンジで内閣総理大臣となりましたが、最初のときは失敗し退陣、今回2度目の挑戦で、安部総理の引き継いだ思いは、日本を大國にしたい！その為には、アメリカと共に軍隊をもち、いつでも戦争に参加できる国をつくりたい。・・・それには、憲法9条を変えないといけない。ところが、9条を守る会の動き等で世論が、憲法を守る方向が多数になってきたので、外堀から埋める動きをして来た。

その動きが、現行の憲法の解釈で「集団的自衛権」を含ませて「積極的な平和外交」をすす



めると言い出してきて、そして最近出てきたのが、「特定秘密保護法案」です。

私は、渡辺氏の講演を聞き、安倍内閣のこれまでの一連の動きに、「ああそだったのか！」と非常に危険で、危機感を覚えまして。渡辺氏は、次のように私達に呼びかけました。・・・  
私たちは、今、動く必要がある。個々の運動は、がんばっているが、これだけでは、安部政権がよろうとしているのを、くいとめることはできない。

『私たちは、大企業の金儲けができる国にしない。戦争のできる国にしない為に、それぞれの運動が手をつなぎ、住民とともに、困り込むことが必要である。その為には六〇年安保闘争以上の運動を展開することが必要である。』

六〇年安保闘争時と異なるのは、今は人と地域が変わってきている。

市民運動の組織が出来てきた。六〇年安保の時には、女性の参加は一部だったが今は、多くの女性が運動に参加している。・・・新しい形の運動をつくっていく必要がある。これは一部の革新の人たち

だけでは、ダメである。これまでの保守層も巻き込んでいく必要がある。これまでの自民党の支持者が、戦争ができる国にすることに反対という立場から、今の安倍内閣のやり方には、反対発言をしている。

また、私達は、反対しているだけでは、ダメで、対案を出して行く必要がある。保守の人々とも一緒になり、対案づくりや運動を進めることが急務である。『私もこの呼びかけに、改めて驚き、危機感を感じたのでした。』



2日目、厚労省との要望懇談会

### 三、中央行動・厚労省との懇談報告

二日目の中央行動で、午前中に衆議院第二議員会館 多目的室にて開催されました。

私は、第一班の障害保健福祉施

策・介護保険等に関する要望書に関する懇談会に参加しました。

以下に私が、その場に参加して印象深い部分を報告します。それは、厚労省が、私たちの質問に対して回答に困惑した質問が二点ありました。

一点目は、障害者の六十五歳問題での自立支援給付と介護保険制度との適用関係についての質疑の中でした。

質問Ⅱすべての障害者は・・・社会参加をすすめる。と総合福祉支援法にはかかれています。が、介護保険制度には「社会参加」のことばがありません。

私達、障害者は六十五歳をすぎると、障害がなくなるわけではありません！にもかかわらず、障害者が六十五歳になると、介護保険が優先されて社会参加ができないのですか？この矛盾を解決してほしい。

障全協同会者Ⅱ社会参加を制限されている実態があるということに回答がありませんが、その実態にたいしての回答はどうなんですか？

厚労省：回答に困惑・・・(時間がないので、次の質疑にな

る。)

二点目は、岡山県の浅田達雄さんの訴訟と関連していますが、次の問いかけでした。

質問者Ⅱ介護保険の関係で六十五歳になったが、介護保険の申請をしなかった。その結果、自治体は現在のサービスを切ってきました。

このような運用が決められているのですか？このような法律の解釈となっているのですか？

障害者が六十五歳になったら、総合支援法は、切っていないという解釈でいいのですか？

回答Ⅱそれは、個別事例です。で、個別事例には答えられませんが！

質問者Ⅱこれは個別事例ではなくて、法律の解釈の問題です。厚労省はこの法律の解釈は各自治体まかせでいいのですか？

回答Ⅱ厚労省が地方の自治体に口出しすることはない。六十五歳になったら、機械的に介護保険に移すといことではなく、そういった趣旨の通知を出している。

・各自治体には必要な支援をし  
てもらう。

というような、厚労省が回答にと  
まどう場面があり、印象深く私の心  
に残っています。

尚、私(松丸)も質問させてもら  
いました。質問は六十五歳をすぎた  
障害者のグループホームをつくるこ  
とはできるか?

また、医療機関との連携問題や日  
中の場の保障をどう考えているので  
すか?

回答は身体障害の場合は、六十五歳  
までに福祉サービスを利用したこと  
があれば利用できる。

他の知的・精神障害の場合はグ  
ループホームの利用に年齢制限はな  
い。

小規模入所施設づくり関連で、日  
中の場についても検討をしている。

報告 松丸道男



## ●NPO法人ポプラの会(宮崎・中 村・穂苅)参加報告

私たち三名は、主として「精神障  
害者保健福祉手帳による運賃割引実  
施の請願」を目標に参加しました。

初日の午後は九つの分科会に分か  
れ、翌日の「各省交渉」に向けて、  
テーマに沿った内容を討論しあい、  
深めました。当会からは、精神障が  
い者の交通運賃割引について討議さ  
せていただくために、第一分科会  
(障害者総合支援法・介護保険に関  
する分科会)に一名、国土交通省鉄  
道局等の第六分科会(住宅・まちづ  
くり等の改善を求める分科会)に二  
名に分かれて参加しました。

第一分科会では、主に脳性麻痺の  
当事者の方が、一生懸命声を振り  
絞って、いかに現状が大変である  
か、いかに総合支援法がいわゆる合  
理的配慮に欠けたものであるか、言  
葉にするのにも苦勞しながら訴えか  
けていたのが印象に残り、時間もか  
かりながら話を詰めました。精神障  
がい者の交通費問題は途中割り込む  
形で、北海道から参加された方の発  
言に続いて話させて頂きました。比  
較的あっさり受け入れられ、ゴー  
サインが出たのは良かったです。  
第六分科会では、まず視覚障がい

者の方の立場から、街づくり関係の  
要求が提示されました。視覚障がい  
者の立場から見ると、街のいたるところ  
に大変不便な状況があることがよ  
くわかりました。その後、精神障がい  
者の公共交通機関(JR、その他  
私鉄、バス、有料道路、船舶など)  
の運賃割り引きが進んでいないこと  
に対する話し合いが持たれました。

北海道から三人、埼玉一人、大阪一  
人、鹿児島一人、そして私たち二  
人、計八人の当事者仲間が参加しま  
した。取り組みが行われている地域  
と行われていない地域の温度差があ  
ると感じました。そして、障がい間  
の格差を改善してほしいという願い  
は、全国の精神障がい者の強い願い  
です。

二日目は場所を衆議院第二議員会  
館に移して、交渉・要請行動を行  
いました。午前は、前日の各分科会を  
受け、一班は厚労省社会・援護局等  
に、六班は国交省鉄道局等に交渉を  
行いました。

一班、厚労省との交渉。十数項目  
ある内の最初の二項目が所謂六十五  
歳問題(六十五歳で総合支援法から  
一割負担の有る一般の介護保険に切  
り替えられてしまう・七条規定)  
で、二時間の内の三〇分以上を費や

してしまい、一番最後の交通費割引  
の精神障がい者差別の是正・撤廃要  
求は時間オーバーしての陳情になっ  
てしまいました。でも、北海道すみ  
れ会のTさんの力強い請願に勇気付  
けられ、何とか私たちがJR・私鉄  
とマイカー規制の板挟みになってい  
る事を訴え、書類を渡す事が出来ま  
した。担当の方は国交省に連絡する  
だけでなく、直接JR等に通告して  
くれるとの事です。

六班、国交省との交渉では、省の  
担当者が「事前に聞いていること以  
外聞きませぬ」という姿勢で、  
もっと融通をきかせてほしいと思  
いました。しかも、事業者に対しては  
「事業者様には〇〇と申し上げてお  
ります。」と敬語を使い、利用者に  
対しては「利用者に負担してもらい  
ます。」と敬語を使わない実態。

「いったいどちらを向いているので  
しょう。手帳の写真添付が始まって  
から十年近くも同じ要望をしている  
のに、ずっと同じ回答だけ続けてい  
るといいます。「障がい者の話を右  
から左へと聞き流しているのです  
か?」と思いました。しかし、私た  
ちと与えられた時間をぎりぎりまで  
使って、「見えない障がい」である  
精神の特性、なぜ割引が必要な

か、今の実態は「支援法」以降の障がい福祉の理念からかけ離れていて、もはや「差別」であることなどを、必死に訴えてきました。

午後は三名一緒に、衆議院厚生労働委員会所属の代議士六名の部屋を回り、要望書をお渡ししてきました。代議士の方はあいにくとも留守でしたが、中には事務室に招いて最後まで話を聴いて下さる秘書の方もおられ、その方も友人に乗り物恐怖の方がおられるとこのことで、私達障がい者の気持ちが悪く分かるとおっしゃってくださいました。また、「毎年大変です」とおっしゃる秘書の方もおられ、今回初めて参加した私は、いかに毎年陳情に来ても一向に変わらない、逆に時間がかかるものであるかを思い知らされました。

今回の行動で直ちに状況が改善されるとは思いませんが、いつか必ず思いは実ると信じ、全国の仲間とネットワークを組んでこれからも頑張ります。ご協力、宜しく願います。



### ●特別支援教育についての全国状況 長野盲学校 長崎 勤

障害児教育の分科会では、保護者、卒業生、教職員等の参加者から各地の学校の様子や日ごろの疑問などを聞くことができました。

それらは多かれ少なかれ長野県内でも起こっていることとあまり変わりません。養護学校では狭い敷地に生徒数が増加のため活動スペースが不足しています。ある学校では一つの場所を二つの学級で使う時、お互いに邪魔をしないよう、なるべく体を動かさない体育の時間や、なるべく音をたてない音楽の時間のような、まるで漫才の作り話みたいなことさえあるようです。その大きな原因は幼稚園から大学にまで当たり前にある学校設置基準が特別支援学校にはないからです。

その理由については、文科省は様々な状況に対し柔軟に対応するためとしています。このような現状では説明が付きません。他にも、一般校と共に通学区域指定が特別支援学校でもなくなつた

め、希望する近くの学校でなく通学に一時間半もかかる学校への入学を指定されたことや、同じ学級に障害の重い子と軽い子がいるとき、どちらかに手がかかると一方に手がかけられない人手不足といったことが語られました。

文科省への働きかけの成果としては、修学旅行のキャンセル料が就学奨励費の対象として今年から認められました。各地で起こっている問題を全国の仲間と共有し、手をとりあって国や都道府県に粘り強く訴えかけなければ問題解決は少しも進まないものと思えます。

### ●障害者の雇用・就労に関する分科会報告 竹田憲子

一、障害者雇用の情勢  
○雇用率が見直され二％になった。二〇一三年四月一日からの変更となっている。

しかし、五年間は猶予期間となつているため施行日は二〇一八年四月一日となっている。

○障害者権利条約批准に向けた対応差別の禁止 ・二〇一六年四月一日が施行日

・募集と採用の機会・障害を理由

にしたり車椅子を使用している等で採用の拒否

・賃金の決定・引き下げや昇給をしない

・教育訓練の実施・研修や現場実習を受けさせない

・福利厚生施設の利用・食堂や休憩室の利用を認めない職業能力等を適正に評価した結果といった合理的な理由による異なる取り扱い禁止されない。

・減額特例に基づいた最賃以下の賃金等合理的配慮の提供義務

・二〇一六年四月一日の施行

・募集と採用の配慮・採用試験問題の点訳や音訳等をすることや、

解答時間の延長、回答方法の工夫

・施設の整備等・車椅子使用者に合わせて机等の高さの調整、仕事の説明を文字だけでなく口頭や絵

図の使用、筆談をすること等

・援助者の配置・手話通訳者等や相談員の配置

・その他・通勤時間の変更等

※事業主に対して過重な負担を及ぼすときは提供義務を負わない

苦情処理・紛争解決援助

・事業主は障害者と自主的な解決を図るよう努める。  
・紛争が解決しない時は個別紛争



解決促進法の特例を設け都道府県労働局長が必要な助言、指導又は勧告することができる。

○障害者の範囲・・・精神障害者も雇用義務化になる。しかし、実施は五年後。完全実施は十年後

二、現状

○雇用者数は九年連続過去最高記録となっている。雇用者の多数は身体障害者。発達障害や高次脳機能障害も増。

○雇用状況・・・実雇用率一・六九% 雇用達成企業は四六・八% 特例子会社増

○非正規雇用で短期間契約が多く、最賃減額適用者多い・・・知的障害者に多い

障害者雇用を改善するには、障害者雇用促進法は雇用するための支援が中心・・・雇用率や雇用納付金、助成、障害者権利条約批准に向けた対応がされているが、定着支援が十分、骨格提言に基づき障害者を権利の主体者とする。憲法二十七条に規定されている「働く権利」を保障させる、障害者の総合的な労働法を制定させることが必要。

働く障害者にも支援は必要。会社に相談ができてくいた時は・・・公的機関(障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、労働基準監督

署)、友人、知人、親、兄弟、親戚、学校の先生。労働組合に相談ひとりで我慢しない、悩まない。◇障害者ユニオンを一緒につくる

求人内容と実際が違う。有給がないということはない。ジョブコーチの人数が不足している。長野県も同様。全国的な問題。

県推協にも相談事例があります。今年度は二例、いずれも知的障害者の例。知人に相談し、知人とともに県労連の労働相談へきた例。県労連へ電話で相談↓県推協で対応。実際はもっとと問題を抱えている障害者は多いと感じる。

**日本障害フォーラム (JDF)**  
**2013全国フォーラムの学習会**

---

**報告: 竹田憲子**  
**(県推協事務局長)**

十二月四日(水)、東京新霞ヶ関ビル灘尾ホールにおいて開催されました。この日は参議院本会議において、「国連障害者権利条約批准法案」が可決されるといふ予想のドキドキ感の中での開催でした。(衆議院は十一月十九日)

内容は、森祐司JDF政策委員長からの基調報告、国際障害同盟(IDA)事務局人権担当のヴィクトリア・リーさんによる基調講演「障害者権利条約の批准と締約国の責務について」、特別報告では二つありJDF国際委員長の前島彰さんから「障害と開発」、全日本ろうあ連盟理事長の石野富志郎さんからの手話言語法と情報アクセス関連施策の動向についてがありました。最後はパネルディスカッション「国内法制の課題と取り組み」でした。

○パネラー 尾上浩二さん(JDF 権利条約小委員長) 田畑美智子さん(日本盲人会連合)

国際委員) 山本真理さん(全 国精神病者集団) 迫田さん(NHK 福祉番組担当)

○コーディネーター 藤井克徳さん(JDF 幹事会議長)

○コメンテーター 東俊裕さん(内閣府障害者制度改革担当室長)

基調報告では障害者権利条約が採択された背景ということで今までの経過を振り返りました。一八一年の国際障害者年から国連・

障害者の十年、アジア太平洋障害者の十年と二〇〇二年まで続いたこと。県推協は国際障害者年の前年に「国際障害者年推進協議会」として立ち上がりました。国連・障害者の十年が終了して名称を現在の「長野県障害者運動推進協議会」と変え現在に至っています。

実に三十三年の運動の歴史があるということを私は改めて考えました県内はもとより国内の様々な障害者団体と連携したとりくみをつないで障害者自身も広く大きな場所に積極的に出て発言し「障害者主体」「ノーマライゼーション」の考えを浸透させてきたんだと。県推協も障害者制度改革推進地域フォーラムで主体的に進めて、その運動の経過の中で積極的に取り組んできたのだと感慨深いものがフツフツと湧き上がってきました。

ヴィクトリア・リーさんから批准後の国のやるべきこと、障害者団体が進めることを順序よくわかりやすく話してもらいました。国内のどんなに小さな市町村でもアンケートや調査の実施、大学との連携、他の市民グループとの連携、そして国に対して報告作成において助言や情報提供をしていくなど具体的でした。

この大きな歴史的な瞬間に全国の仲間みなさんといられた事に感動しています。

# 秋の学習会 実施報告

医療的ケアの必要な子ども達の教育と  
生活を考える会

事務局長:山口貴美

二〇一三年十一月二十三日(土)

午後一時三〇分から午後四時まで、  
長野県立こども病院の会議室におい  
て、医療的ケアの必要な子ども達の  
教育と生活を考える会の学習会を行  
いました。

今回の学習会のテーマは、「胃ろ  
うからの半固形食(ミキサー食)  
の注入について、あらためて学習し  
ましょう」ということでした。

保護者、教員、養護教諭、学校看  
護師、訪問看護師、圏域のコーディネ  
ーターなど様々な方々三〇名の方  
に参加していただきました。

講師は、長野県立こども病院の小  
児外科部長の高見澤 滋先生、そし

て同病院の栄養科長の牟禮梯子先生  
にお願いしました。牟禮先生には、  
実際にミキサー食を作っていただき  
ました。

高見澤先生からは、「ミキサー食  
を用いた胃ろうからの半固形食短時  
間摂取法」というタイトルで、以下  
のようなお話をしていただきました。

○小児において胃ろう造設術が必要  
になる場合

○液体栄養剤の注入の利点と欠点

○上記の欠点を減らすための方法と  
しての半固形食の注入が、「健常  
児」の食事の食事と同じような、よ  
り生理的な体の反応が期待できるこ  
と。

○胃の生理機能から見ても、半固形  
食を胃上部の拡張が胃の排出時に大  
きく関与していることが明らかに  
なったこと。

○半固形食短時間摂取法の具体的  
なやり方

○同法の利点

○同法の実際(どんな物を、どれぐ  
らいの固

さにして、何から、どれぐらいの速

さで注入するのか?について。

○こども病院で胃ろう造設をされ  
た六十六例のお子さんのデータか  
ら、胃ろう造設前後で、注入時間  
が明らかに短くなること、便性が  
改善すること、などをお話して  
いただきました。

更に、ミキサー食を作るための  
調理器具について具体的な値段等  
も含めて紹介をしていただきました。

高見澤先生のお話の後に質疑応  
答では、「ミキサー食の固さ」や  
「携帯しやすい半固形食の購入方  
法」など具体的な質問が出され、  
高見澤先生から、適切なお答えを  
いただきました。

その後、牟禮栄養士からお話と  
ミキサー食作りの実演がありまし  
た。このような「実演」を含む学  
習会は、当会では初めての試みて  
した。

参加者の皆さんが、牟禮先生の  
実演しているテーブルを囲み、実  
演の途中でどんどん質問が飛び交  
い、牟禮先生もそれらに答えなが  
らの学習となりました。

従来の「お話を聞かせる」と

いう型の学習会とは異なり、和やか  
な雰囲気での学習の時間に感じられま  
した。

近年、胃ろう造設されるお子さん  
が増え、学校現場でも、研修を終え  
た教員が学校看護師の指導のもと、  
胃ろうからシリンジを使い手押しの  
注入が行われるようになってきてい  
ます。そういう意味で、今回の学習  
会は、多くの皆さんにとってタイ  
ムリーな内容となっていたと感じて  
います。(初めてお会いする方が大勢  
おられましたので、)

その後、当会の総会を行い、閉会  
となりました。



# 今年も水泳教室 ができました!

報告者: 仲村光子

県推協個人会員

七月二十七日・二十八日 自分で体を動かすことが困難な、また、医療的ケアの必要な子どもたちの親子水泳教室が行われました。

この水泳教室は今回で7回目になりました。七、八月にかけてこの時期に飯田市のほっ湯アップルという温泉プールで行い、今回は今までの最高の六〇人で行われました。就学前の子ども、学齢児、障害者、そして、看護師・医師・リハビリ担当・ヘルパー・保育

士・教職員・ボランティアなど様々な方々によって実施されました。

きっかけは、八年程前に気管切開し人工呼吸器を装着したため、大好きなプール活動ができなくなった訪問生がなんとかプール活動をすることができないかと考え、検討した結果、東京で既に実施されていることがわかり、また、その指導者を知っている教師がいたので連絡をとることができました。その方に来てもらうことで、七年前に初めてこの地域で実施することができました。

プールでは人工呼吸器を使えないためアンビューの使用やプールへの入り方、プールでの支援の方法等、全て初めてのことばかりで、その指導者に全てお世話になりところからのスタートでした。頭・体の支え方、揺らし方などプールでの介助の方法は、これまでに経験したことのないものでし

た。参加した子どもたちからは笑顔がたくさんでて、保護者の方たちも子どもさんと一緒に楽しく活動がすることができ、来年も、と希望が出て年一回だけですが毎年続いてきました

プール活動は医療的ケアの必要な、また、自分で体を動かすことが困難な子どもたちや障害のある方たちにとって、とても素晴らしい活動です。来年も行う予定です。



**仲村様、県推協新聞への投稿ありがとうございました。尚、原稿をいただきながら、掲載が遅くなりお詫び申し上げます。**

**追伸：個人会員の皆様方からの投稿も大歓迎です。あなたも是非、投稿して下さい。**





⇒ 防災の提言 前号のつづき

素晴らしい取り組みです。これを地域にまで広げることで、本物の防災計画につながります。

【避難所と防災訓練にかかわって次のような記述がありました】

- 避難所は知っていても、災害時、そこで過ごすことができるかどうかがわからない。不安なことの方が大きいと思う。(自閉)
- 公民館、体育館等に大人数が避難する状況は、感覚過敏のある自閉症児・者には堪えがたく、また、パニック等で周囲に迷惑をかける心配から、実際には利用できないと考える人が多い。
- 避難所は近くの学校になっているが、当施設が実施している訓練では、その避難場所への避難について理解が得られていない。 ○災害時、実際に地域の公民館等は利用できないと話があった。
- 高齢や重度の方が多く、徒歩での避難は困難と思われます。

結論は明らかです。

- ① 当事者参加のもと防災計画（マニュアル）を作成します。
- ② 地域ごとに避難・防災訓練の具体的な計画を立てます。その際、ここに記述された事項や阪神・淡路や東北の教訓を可能な限り活かします。
- ③ 地域にいる要援護者を含めた避難・防災訓練を実施します。緊急な通報システムが、様々な支援を必要とする障害者・家族全員に届いているのか、避難・移動の支援ができたか、避難所への避難や、避難所での生活や情報伝達は可能かなど総合的な点検・調査を実施します。
- ④ 訓練の反省を生かし、さらに計画をより良いものに練り直します。訓練には、行政や専門職が加わり、地域をしっかりとサポートする態勢をつくるよう努めます。
- ⑤ 実施の際の研修もポイントです。市町村担当者、地域防災担当者等を含め援護者に対し障害者理解を上げることが大切です。支援を必要な障害者・患者、家族はどのような方々なのか、どんな支援が必要なのか、研修を重ねると同時に、実際の避難、防災訓練等を重ね、災害時には具体的な対応が可能になるよう備える必要があります。

(4) 安否確認についても具体策を

当事者・家族の間では、安否確認についても大きな不安があります。アンケート結果は下記の表のとおりですが、福祉施設・事業所などでは市町村との連携がとれていない、市町村の安否確認態勢が整備されていないため独自に整備している所が4割弱あります。

市町村は地域と協力して要援護者であるかないかに関わらず、全ての住民の命や安全を守る責務があります。障害者団体、学校（児童生徒の場合）、施設・事業所など二重三重に仲間を支援する態勢を整えることは当然のことです。

Q5 「安否確認の体制は確立されていますか？」

	障害者団体	福祉施設等	計
多くの市町村で確立されている	1 (7.1%)	2 (3.6%)	3 (4.3%)
少数の市町村で確立されている	2 (14.3%)	2 (3.6%)	4 (5.8%)
市町村等はわからない	7 (50.0%)	3 (65.5%)	6 (62.3%)
団体（施設）独自で安否確認の体制を整備した	2 (14.3%)	2 (38.2%)	1 2 (33.3%)
回答なし	2 (14.3%)	1 (1.8%)	3 (4.3%)



※「団体（施設）独自で安否確認の体制を整備する予定；1施設」は「整備した」に加えました。

#### (5) 当事者と自治体の意識の隔たり大、求められる「福祉避難所」の設置

当事者参加で防災計画を作成していないために、内容も当事者（障害者や支援者など）が求めるものと市町村が計画するものとの間に乖離があります。とりわけ、福祉避難所については、大きな差があります。それにともない、福祉避難所での条件整備にも大きな遅れが出ています。

当事者・家族の願いは、一次避難の段階から福祉避難所の設置を求める声が強くあります。障害者団体で71.4%、施設・事業所は55.1%です。阪神淡路大震災後の障害児学校保護者等へのアンケート調査でも今回以上の要望が出ていました。また、命を守るために、最低限の条件整備を求めています。

しかし、市町村の福祉避難所の開設時期は、避難勧告発表時及び避難指示発表時を合わせても「1市2町1村」の4自治体しかありません。国や県の指針を含めて見直しが必要です。

#### Q7 「一次避難所の場所はどこがいいですか？」

	障害者団体	福祉施設等	計
多くの仲間の一次避難所は、通常の学校、公共施設などで可能	3 (21.4%)	2 8 (50.9%)	3 1 (44.9%)
多くの仲間は、一次避難の段階から、福祉避難所への避難が望ましい	1 0 (71.4%)	2 8 (50.9%)	3 8 (55.1%)
回答なし	1 (7.1%)		1 (1.4%)

団体 知的、自閉症関係の団体はすべて2を選択しています。

施設 利用者（仲間）の実態に応じて年、両方を選択したところがあり、100%を超えています。

#### Q8 「福祉避難所として望ましい場所はどこですか？」（複数回答有）

	障害者団体	福祉施設等	計
通いなれている、特別支援学校（又は、小中学校）、通所作業所、支援センターなど	9 (64.3%)	4 2 (76.4%)	5 1 (73.9%)
病院、医療機関	5 (35.7%)	8 (14.5%)	1 3 (18.8%)
その他（記述）※		6 (10.9%)	6 (8.7%)
回答なし	2 (14.3%)		2 (2.9%)

知的、自閉症関係の団体はすべて1を、医療的ケアを必要とする重度障害関係と精神障害関係1団体及びてんかん協会が2を、精神障害の1団体は1と2を重複して選択しています。

福祉避難所の必要性・経過について、神戸大学の大西一嘉準教授が過去の地震災害と高齢者を中心とした関連死の調査研究結果から下記の様に記述しています。（要旨のみ）

地震の種類	死者数	直接死	関連死	高齢者死者数(65歳以上)
A 兵庫県南部 (H7)	6,442人	5,502 (85.4%)	940 (14.6%)	3,172 (49.6%)
B 新潟中越	68	16 (23.5%)	52 (76.5%)	46 (67.6%)
C 新潟中越沖	15	11 (73.3%)	4 (26.7%)	11 (73.3%)

上記Aでは、9割弱が直接死でした。家が倒壊するなどして亡くなった方が多かったです。社会的な要因もあり高齢者の家が、古くて壊れやすくなっています。（統計的には障害者であるかどうかによる



岩手県内の地方新聞社の調査では、2013年8月現在、福祉避難所を指定している自治体数、指定を受けた施設数が昨年同期に比べ倍増しています。24市町村、466施設に上り、弘前市86施設、八戸市66施設、平川市39施設などです。「指定はされていても、実際に、受け入れが十分にできない施設があった」などの教訓も指摘されています。

福祉避難所の数の確保、バリアフリー化や介護用品等の備蓄、人的な支援確保、自治体・施設・関係機関が連携しての運用・運営体制の整備などの条件を満たしていなければなりません。また、災害時に役割を果たすためには、地域の連携の下、実際に近い形での訓練を積み重ね、福祉避難所の対象者の選定、実際の移動支援、受け入れ態勢の整備などについて課題を整理し、解決していくことが求められています。

#### 【県関連施設の福祉避難所としての整備を】

アンケートの中で、長野県立総合リハビリテーションセンターは次の様に回答しています。

「当センターでは全体の総合防災訓練を年1回、また、病棟と施設等も各年1回避難訓練を実施しています。センターとして行っていますが、当然、消防署の立ち入りも受けながら行っています。ただ、地元、下駒沢地区との連携というかたちは取っていないため、地域の中での協力体制の在り方をどうするかは今後のテーマになるかとは思っています。」

私たちは、県的な福祉・医療・教育等関係施設はもちろん、可能な県有財産を福祉避難所として活用することを願っています。また、そのための整備が必要と考えています。

さらに、県の外郭団体、市町村関係施設も同様です。具体的な検討を進める必要があります。福祉・介護の民間委託化により、多くの問題が生じていますが、災害時の場合にも、市町村等と民間事業者との事前の協議、契約等が必要になると思われます。この面からの具体的な計画や施策の立案が求められます。

その他、避難所に求められる条件整備などについては、当会のアンケート結果や諸団体から出されている資料等を参照にしてください。

さらに県として必要なことは、すべての市町村の防災マニュアルを調査検討し、必要な見直しについて研修・助言等の機会を持っていただきたいと考えます。研修の内容の重点として、障害・病気等の理解を据えることは言うまでもありません。

#### (6) 当事者参加の計画づくりを第1に

自治体へのアンケート結果からは、防災計画やマニュアル作成段階から当事者参加で進めた自治体は、1市1町(3.9%)のみでした。これまでの評価・分析で繰り返し触れましたが、当事者が参加していないために、計画そのものが、実態やニーズに合っていないなかったり、当事者・家族に周知してなかったりする結果となって現れています。

民主主義社会の出発点は「当事者参加」です。

#### (7) 調査を通して、強く感じたことは次の様な点です。(社会的背景は後述)

- ① 市町村に、障害者・患者、家族の生活実態を熟知した専門職がどれだけいるのだろうか？  
この市町村にはいるのだろうか？  
市町村の中に、誠実で熱心な方もいます。しかし、適切に理解している市町村が少ないように感じました。
- ② 日常的な障害者に対する支援体制の遅れが、災害時の支援の貧しさに直結しているのではないかと？
- ③ 福祉関係、防災関係など様々な担当部署の連携が確立されていないのではないかと？
- ④ 施策をつくる時当事者参加で民主的に進めている所があまりにも少ない！



